

組合規程の制定について(健康保険資格確認書滅失・毀損規程)

令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行が終了し、新たに資格確認書の発行が始まることに伴い、再交付費用を徴収する場合の取扱いについての規程を制定した。規程の制定届を関東信越厚生局長宛て届け出たので、公告する。

令和6年12月2日

HOYA健康保険組合
理事長 中川 知子



記

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 制定した規程名 | 健康保険資格確認書滅失・毀損規程 |
| 2. 施行年月日 | 令和6年12月2日 |
| 3. 届出の日 | 令和6年9月4日
(令和6年9月9日厚生局受理) |

以 上

HOYA健康保険組合
健康保険資格確認書滅失・毀損規程

(目的)

第1条 この規程は、健康保険資格確認書（以下「資格確認書」）を滅失並びに毀損した場合の取扱いについて規定する。

(滅失または毀損の届出)

第2条 資格確認書を滅失又は毀損したとき、被保険者は遅滞無くその旨を事業主を経由し組合に届けなければならない。

②前項の規定による届出は、様式第1号による届出をもっておこなう。

③毀損のときは、毀損した資格確認書を添付し、届け出するものとする。

(再交付の申請)

第3条 資格確認書の滅失又は毀損により、再交付が必要なときは、第2条第2項の届出用紙を用い、再交付の申請をおこなう。

(費用の徴収)

第4条 組合は、前条の再交付に要する費用として、被保険者より資格確認書1枚につき5,000円を徴収する。ただし、理事長がやむを得ない理由があると認めたときは、徴収しない。

(徴収の方法)

第5条 再交付を申請する際には、指定口座に振り込んだことがわかるものを添付、または現金を添え申請する。

なお、指定口座に振り込み後は、返金しないものとする。

附 則

この規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成17年7月28日から施行する。

附 則

この規定は、令和1年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年12月2日から施行する。

(規程名を健康保険被保険者証滅失・毀損規程から健康保険資格確認書滅失・毀損規程に変更する。費用の徴収と徴収方法を変更する。)